

中川番所の通関制度

加藤 貴

はじめに

- 一 『中川御制札記』について
- 二 中川番所の通関制度
- 三 所替物資の中川番所通関

論文要旨

都市の境界は必ずしも自明のことではなく、江戸でもその範囲は幕府部局によってさまざまに設定されていた。本稿では、河川交通路上の江戸の出入口に位置し川船改の関所であった中川番所が、番所前を通過する船を査検することによって、江戸の内と外を分ける境界としての機能を果たしていたことに注目してみた。まず、中川番所が主とした軍事・警察的機能の中心である武器・武具類について厳重な通関制度が定められており、これらを通関させることができたのは、武士とそれに准ずる身分についてのみで、商人・職人については一切認められていなかった。こうした通関制度の運用実態を、古河藩における所替物資の通関と仙台藩の参府物資の通関を例としてみると、中川番所の査検は他の関所と異なる点はなく、武器荷物、特に鉄砲については厳重な査検が行われており、通関制度がそのまま実施されていて、関所としての機能が第一義的であったことが再確認できた。中川番所の査検

は形式的と指摘されるが、決してそんなことはなかったのである。

また、中川番所の商品流通上の機能について、文政四年（一八二一）以降に中川番所を通関できるようになった商人荷物としての硫黄を事例としてみていった。中川番所を通関しない硫黄は抜け荷であり、違法行為とされており、中川番所が江戸硫黄問屋の独占的集荷権を制度的に保障する役割を担っていた。中川番所通関のために一定の手続きを必要としたものを御規定荷物といったが、武器類や硫黄以外に米、酒、生蠟、塩、俵物・樽物、古銅類、筏・材木、生魚・前菜物があった。これを扱う問屋たちの独占的な集荷権も制度的に保障したと思われる。取引上は中川番所の通関が物資の江戸入津となっていたので、商人の側でも積極的に中川番所を利用しようとした。こうしたことにより、他に江戸に入船できるルートがあっても中川番所で江戸に入船する船を把握できた理由でもあった。

四 参勤交代と中川番所通関

五 夜間通関

六 硫黄の通関

おわりに